

令和 8 年度平塚市地域包括支援センター運営方針（案）

1 方針策定の趣旨

「平塚市地域包括支援センター運営方針」（以下「運営方針」という。）は、地域包括支援センター（以下「地区包括」という。）の目的、運営上の基本的な考え方、業務実施の方針等を明確にし、業務の円滑かつ効果的な実施を行うために策定する。

2 地域包括支援センターの目的

地区包括は、地域の高齢者等のニーズを的確に把握し、心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行う役割を担う。また、地域の保健・福祉・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関となることを目的として設置する。

3 運営上の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

ア 公益性の視点

地区包括は、「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。また、地区包括の運営費用は、市民が負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

イ 地域性の視点

地区包括は、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた、適切かつ柔軟な事業運営を行う。そのため、地域で行われている活動を通じて、地域住民や関係機関等の意見を聞く機会を設け、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて取り組む。

ウ 協働性の視点

地区包括は、その機能を効果的に発揮するため、職員相互が常に情報を共有し、互いの業務の理念を理解したうえで業務全体をチームとして支えていく。また、多職種による専門性を生かし、地域の専門職や生活支援コーディネーター・民生委員等の関係者と連携を図る。

(2) 運営の方針

ア 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地区包括は、地域との結び付きを重視し、地域の住民や関係団体、サービス利用者や介護事業者等との関係性を構築する。地域が抱えるニーズや課題を把握し、地域の特性や実情を踏まえた事業運営を行う。

イ 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携及び専門職との連携）構築の方針

地区包括は、介護サービスや保健・医療・福祉サービス、インフォーマルサービス等の地域の様々な活動と幅広く連携・協働しながら、ネットワークの構築を推進する。

ウ 第1号介護予防支援事業の実施方針

地区包括は、高齢者が自身の持つ能力を最大限に活かし、住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、自立支援を目標とするケアマネジメントを行い、介護事業所の活用に加え、地域によるリハビリテーションや住民主体活動などの視点を取り入れ、利用者自らの積極的な介護予防の取組や社会参加の意欲を最大限に引き出す。

エ 介護支援専門員に対する支援及び指導並びに被保険者に対する包括的かつ継続的な支援の環境の整備の実施方針

地区包括は、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対し、介護保険法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、助言・指導を行う。また、適切なケアマネジメントによる利用者支援ができるよう介護支援専門員の資質向上を図る。

オ 地域ケア会議の運営方針

地区包括は、地域包括ケアシステムを構築するための有効なツールである地域ケア会議を活用し、多職種や市民等の地域の関係者間で地域ケア個別会議を重ねることにより、地域課題を共有する。また、小地域ケア会議を開催し、地域課題の発見や課題を解決するための関係者間の調整、ネットワークの構築を進める。

カ 市との連携方針

地区包括は、適正かつ効果的な運営を行うため、市の関係部署との連絡調整を行い、業務を実施する。

キ 公正・中立性確保のための方針

地区包括は、「公共的な機関」であることを認識するとともに、平塚市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）に事業計画及び実績等を提出し、運営協議会による意見や評価を受け、公正かつ中立性の高い事業運営を確保する。

4 業務実施の方針

(1) 基本的事項

地区包括は、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るための中核機関として担当圏域のニーズや課題を的確に把握するとともに、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。また、地域住民の相談窓口として、安定的・継続的な運営に向け、定期的に自己点検や自己評価を行い、適切、公正かつ中立な運営に努める。

ア 事業計画の作成

地区包括は、運営方針に基づき、地域の実情に応じて必要となる重点目標を設定し、担当圏域の特性を反映した事業計画を作成し、事業運営に努める。

イ 職員の姿勢

地区包括の職員は、地域で生活をする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続させるための支援であることを理解し、常に相談者の立場に立ち業務を行う。

ウ 組織マネジメント

地区包括は、職員全体で目的、目標、課題等の共有を図るとともに、管理者のマネジメント

のもとそれぞれの職員が役割を担い事業計画の策定や進行管理等を行うことで、効果的・効率的な業務の実施につなげる。

エ チームアプローチの実践

地区包括の職員は、保健師又は経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、認知症地域支援専門員の各専門性を生かして4職種によるチームアプローチを実践し業務を行う。

オ 職員のスキルアップ

地区包括の職員は、業務に必要な知識・技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、研修内容は全職員に共有を図り、包括全体のスキルアップに努める。

カ 地域との連携

地区包括は、地域包括ケアシステムにおける地域の中核機関として、地域の社会資源の把握とネットワークの構築が重要であり、地域ケア会議等を通じて地域でのネットワークの拡充や活性化に努める。

キ 緊急体制

地区包括は、同一法人内において24時間、365日対応ができる体制を整える。

ク 苦情の対応

地区包括は、苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に対応する。また、受けた苦情は、迅速に平塚市基幹型地域包括支援センターと共有を図る。

ケ 守秘義務

地区包括は、保有する個人情報外部に漏れないよう情報を管理するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底する。

コ 事業継続計画

地区包括は、BCP（事業継続計画）に基づく、訓練及び研修を行う。また、適宜BCPの内容の確認を行うことで、感染症や災害発生時に対応できるようにしていく。

(2) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、必要な支援を把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、関係機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。

ア 総合相談支援

地域の相談窓口として、地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくことができるよう、あらゆる相談について総合的かつ迅速に対応できる体制を構築する。また、介護保険制度以外の社会資源を把握し、適切な支援につなげる。

イ 地域のネットワークの構築

日頃から地域の関係機関等と連携を取り、実際の活動に活用できるネットワークの構築や関係機関等との連携体制を強化する。

ウ 実態把握

窓口や電話での相談以外に、地域住民からの連絡、サロン等での様子、地域の関係機関からの連絡等により、地域の高齢者の実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズ

の早期発見につなげる。

(3) 生活支援体制整備事業

担当圏域の生活支援コーディネーターと連携を図り、多様な生活支援ニーズに対応するため、地域資源を把握し、関係機関と情報共有を行う。

(4) 地域ケア会議推進事業

「地域ケア会議の在り方」に基づき、地域ケア会議の5つの機能（個別課題解決機能、ネットワーク構築、地域課題発見、資源開発・地域づくり、政策形成）を十分に活かした、地域ケア個別会議及び小地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進め、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくための地域づくりを推進する。また、地域だけでは解決が難しい地域課題については、地域ケア推進会議につなげるなど、市と連携、協力して対応する。

ア 地域ケア個別会議

担当圏域における個別課題の解決、ネットワークの構築、生活課題の把握等を行うとともに、地域課題を把握するため、地域ケア個別会議を開催する。また、地域ケア個別会議を通じて、地域のつながりを強化し、支えあいの基盤づくりを推進する。

イ 小地域ケア会議

地域ケア個別会議から抽出した地域課題について、地域と共有を図るとともに、必要な取組を検討、実施につなげるため、小地域ケア会議を開催する。

ウ 地域ケア推進会議

小地域ケア会議等を通じて把握した地域だけでは解決が難しい地域課題については、市全域の課題として地域ケア推進会議へつなげるとともに、地域ケア推進会議での議論を踏まえ、市と連携、協力して地域課題の解決に向けた取組を進める。

(5) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から支援を行う。

ア 高齢者虐待への予防と対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」「平塚市高齢者よろず相談センター職員向け高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、**高齢者虐待に関する普及・啓発を行うとともに**、速やかに高齢者の状況を把握し、必要に応じて、市と連携を取りながら適切に対応する。

イ 消費者被害の防止

消費者被害に関する情報を地域や関係機関と共有し、消費者被害防止の啓発を行う。

ウ 成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下がみられる場合には、適切な介護サービス等の利用や、金

銭管理、法律的行為などの支援のため、成年後見制度の活用の促進を図る。

エ 終活支援

自分らしい人生の締めくくりを迎えるための、終活に関する相談に対応し必要に応じて関係機関へつなげるとともに、終活の普及啓発を行う。

(6) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務

要支援者及び日常生活総合事業対象者（以下「事業対象者」という。）に対し、自立支援及び重度化防止に資するための介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態、置かれている環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう支援を行う。実施に当たっては、高齢者本人ができることはできる限り本人が行うことを基本とし、本人の主體的な活動と生活の質の向上を高める。

ア 介護予防ケアマネジメント業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者及び事業対象者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。また、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保できるよう、介護予防サービス事業所等の関係機関との連絡、調整を行う。

イ 介護予防支援業務

指定居宅介護支援事業者に業務を委託するとき又は市が介護予防支援事業者の指定をした場合は、介護予防サービス計画の作成等に必要な~~管理助言~~支援を行う。

(7) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における関係機関や多職種の連携・協働の体制づくりや介護支援専門員に対する支援等を行う。

ア 包括的・継続的ケアマネジメント業務

地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携体制を構築するとともに、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。また、地域の介護支援専門員の円滑な業務の実施を支援するため、情報共有の機会や地域の関係機関と関わる機会を提供するなど、ネットワークの構築やその活用を推進する。

イ 介護支援専門員に対する支援・指導

地域の介護支援専門員に対して、居宅サービス計画の作成やサービス担当者会議の開催等、専門的な視点から、個別指導や対応を行う。また、地域の介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供を行う。

(8) 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、住民が認知症に対する正しい知識と認知症の人に関する正しい理解を深めるための事業を推進する。

ア 地域に対する普及啓発

認知症になっても、できる限り地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の住民や企業等に対して、認知症の普及啓発を行う。

イ 認知症に関する体制整備

認知症の早期発見と早期治療により、認知症の重症化の予防に資することができるよう、支援体制の充実を図る。

ウ 認知症高齢者及び家族に対する支援

関係団体と協力し、認知症やその家族、地域の住民が集える場所を地域につくるなど、認知症の当事者と家族が孤立しないよう支援を行う。

(9) 介護予防・健康増進事業

高齢者が健康を維持し、地域で社会的役割を持ち、生きがいを感じながら、毎日を楽しむことができるよう、自主的に継続性のある心身の健康増進や介護予防・重度化防止に取り組むための仕組みづくりを強化する。また、高齢者ができるだけ、要介護状態とならないための予防や要支援状態の軽減、悪化防止に向けた介護予防事業を積極的に取り組む。

ア フレイル対策推進

高齢者に対して、地域での生活が継続できるよう、講座等を開催し生活機能の維持・向上に努める。

イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

市が実施する後期高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の取組に関して、市と連携して支援を行う。